

高齢者の所得税、地方税上の障害者控除対象者認定要領

平成14年10月25日制定

高齢者の所得税、地方税上の障害者控除対象者認定の実施に関し、昭和45年6月10日付け社老第69号厚生省社会局長通知及び、昭和46年7月5日付け社老第77号厚生省社会局長通知に基づき、認定手順として以下のように定める。

1. 心身の状態によっては、障害者手帳の交付を受けることが出来る場合があるので、手帳の交付申請をするよう案内する。
2. 障害者は、障害高齢者の日常生活自立度 A1, A2 もしくは認知症高齢者の日常生活自立度 II a, II b とする。
3. 特別障害者は、障害高齢者の日常生活自立度 B1, B2, C1, C2 もしくは認知症高齢者の日常生活自立度 III a, III b, IV, M、寝たきり老人（6ヶ月以上臥床し、食事、排便等の日常生活に支障のある状態）とする。
4. 要介護認定を受けていない場合など、障害高齢者の日常生活自立度もしくは認知症高齢者の日常生活自立度が不明の場合は、所定の診断書を主治医に記入してもらい、提出してもらう。
5. 障害者手帳の交付を受けており、障害者控除の対象となる場合であっても、障害高齢者の日常生活自立度もしくは認知症高齢者の日常生活自立度が特別障害者に該当すると思われる場合は、障害者控除対象者認定の申請をしてもらう。
6. 単年か複数年かは、日常生活自立度の状態が変わるかどうかで判定する。
7. その状態が12月31日までに少なくとも6ヶ月以上継続していることを必要とする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月13日から施行する。